

朝霞の森運営会議設置要綱

(設置)

第1条 基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」(以下「朝霞の森」という。)が、自分の責任で自由に楽しむことができ、みんなが守り育てる広場となることを目指し、市民と行政の協働による広場の管理運営を推進するため、広く市民が参加できる意見交換及び合意形成の場として、朝霞の森運営会議(以下「運営会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 朝霞の森を利用する者
- (3) 第9条の規定に基づく朝霞の森運営委員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 朝霞市職員
- (6) その他、運営会議に必要と認められる者

(議題)

第3条 運営会議で扱う議題は、次のとおりとする。

- (1) 利用ルールや活用方法など、朝霞の森の企画運営に関すること。
- (2) 植物や施設の管理など、朝霞の森の維持管理に関すること。
- (3) 本要綱の改正など、運営会議のあり方に関すること。
- (4) その他、朝霞の森運営委員会または朝霞市が必要と認めること。

(参加者及び定員)

第4条 運営会議に参加を希望する者は、参加者名簿に記名し、運営会議に参加することとする。また、運営会議には定員を設けない。

(会議運営)

第5条 運営会議の円滑な進行を図るため、進行役をおく。

- 2 進行役は、学識経験を有する者、又は進行役の経験を有する者から定める。
- 3 進行役は、会議を進行する。
- 4 進行役は、運営会議の運営上必要があると認められるときは、関係者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 運営会議は、公開とする。

(会議)

第7条 運営会議は、必要に応じて運営委員会と協議の上、朝霞市が開催する。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、朝霞市都市建設部みどり公園課において処理する。

(運営委員会)

第9条 朝霞の森の企画運営及び維持管理を市民と行政が協力して実施するため、朝霞の森運営委員により組織する「朝霞の森運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置し、運営会議の一部の機能を委任する。

2 運営委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月9日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成28年4月23日より施行する。